

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成二十九年一月六日から同年五月八日までに奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センターに到着するように提出してください。

平成二十九年一月六日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 エディオンかしはら店
所在地 橿原市曲川町七丁目二五番一号

二 変更のあった事項

1 大規模小売店舗の名称
（変更前）ミドリ電化かしはら店
（変更後）エディオンかしはら店

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
（変更前）名称 株式会社ミドリ電化
住所 兵庫県尼崎市南塚口町一丁目一番一四号
代表者 安保 詮

（変更後）名称 株式会社エディオン
住所 広島市中区紙屋町二丁目一番一八号
代表者 久保 允誉

三 変更年月日

平成二十四年十月一日

四 届出年月日

平成二十八年九月五日

五 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

平成二十九年一月六日から同年五月八日まで。ただし、奈良県の休日定める条例

(平成元年三月奈良県条例第三十二号) 第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで